

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年2月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100391号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100081号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年10月3日から昭和61年9月11日に訂正し、昭和61年9月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和61年9月11日から同年10月3日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和61年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年9月11日から同年10月3日まで

B社から同社のグループ会社であるA社に異動したが、B社の厚生年金保険被保険者記録とA社の厚生年金保険被保険者記録の間に記録のない期間がある。

請求期間について、継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。給与支給明細表を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する給与支給明細表、請求者に係る雇用保険の記録及び請求者と一緒にB社からA社に異動した旨陳述する同僚から提出された辞令によると、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和61年10月3日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社は、昭和61年8月5日に設立され、請求期間当時に法人であったことが確認できる上、B社において昭和61年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和61年10月3日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が請求者を含み6名おり、雇用保険の記録によると、当該6名は、同社が新たに雇用保険の適用事

業所となった昭和 61 年 9 月 11 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、請求期間に雇用保険の記録が確認できることから、同社は、請求期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、請求者が所持する給与支給明細表によると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者が所持する給与支給明細表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は既に死亡しており、昭和 61 年 9 月に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得ることはできないものの、昭和 61 年 9 月において、同社は厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていながら、厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 61 年 9 月 11 日から同年 10 月 3 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100406号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100082号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年9月24日から同年11月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成15年9月及び同年10月を16万円から17万円とする。

平成15年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成15年9月24日から同年11月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成15年9月及び同年10月を17万円から18万円とする。

平成15年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額(厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年9月24日から同年11月21日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額の記録が、厚生年金保険料の控除額に見合った標準報酬月額より低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は、16万円と記録されているところ、請求者から提出された平成15年10月度及び同年11月度の給与明細書並びに日本年金機構の回答(以下、併せて「給与明細書等」という。)により、請求者は、同社から資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(以下、「資格取得時の標準報酬月額」とい

う。) 18万円に相当する給与の支払を受け、17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成15年9月及び同年10月の標準報酬月額については、上述の給与明細書等により認められる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社はすでに解散しているところ、同社の事業主は、平成15年9月及び同年10月について、請求者の請求どおりの報酬月額に基づく厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間について、上述の給与明細書等により、請求者の資格取得時の標準報酬月額は、オンライン記録及び厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成15年9月及び同年10月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、平成15年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額(厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100407号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100083号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成29年8月10日は15万円、平成30年1月10日は32万円、平成30年8月10日は38万4,000円に訂正することが必要である。

平成29年8月10日、平成30年1月10日及び平成30年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月10日、平成30年1月10日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年8月10日
② 平成30年1月10日
③ 平成30年8月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された平成29年7月分給与明細書、平成29年分給与所得の源泉徴収票、預金通帳の写し及びA社から提出された請求者の平成29年賃金台帳(以下、併せて「平成29年8月賞与に係る明細書等」という。)並びに事業主の陳述から判断して、請求者は、当該期間に同社から15万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、標準賞与額28万9,000円に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年

金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、平成 29 年 8 月賞与に係る明細書等により認められる賞与の支払額から 15 万円とすることが必要である。

請求期間②及び③について、請求者から提出された平成 29 年暫定 12 月給与明細書、平成 30 年 7 月分給与明細書、平成 30 年分給与所得の源泉徴収票、預金通帳の写し及び A 社から提出された請求者の平成 30 年賃金台帳並びに事業主の陳述から判断して、請求者は、同社から、請求期間②は 32 万円、請求期間③は 38 万 4,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 8 月 10 日、平成 30 年 1 月 10 日及び平成 30 年 8 月 10 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 8 月 10 日、平成 30 年 1 月 10 日及び平成 30 年 8 月 10 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。